




異議申立書

2009年5月1日

木津川市 教育委員会委員長
杉本 清重様

〒619-0224
木津川市兜台2-2-1 アーバンF305

呉羽 真弓(50歳)
0774-72-917 

2009年3月5日付け第73号で通知のありました公文書部分開示の処分につきまして、以下のとおり異議申し立てをいたします。

1 異議申し立てに係る処分

木津川市教育委員長 杉本清重氏が2009年3月5日付け木津川市公文書部分開示決定通知書でおこなった処分のうち、木津川市情報公開条例第5条第2号に該当するとして文書非公開とされた処分の内、落選団体の法人名及び法人名が類推される情報は、公にすることで当該法人に対して不当な誤解や憶測が誘発される可能性があり、信用力や社会的評価を損なうおそれがあるためとして、非公開とされた処分

2 異議申し立てに係る処分を知った日

2009年3月5日

3 異議申し立ての趣旨

異議申し立てに係る処分の取り消しをし、公文書の公開を求める

4 異議申し立ての理由

(1) 法の趣旨と非開示理由の該当性

今回の処分は、指定管理者の募集をする形で応募された団体のうち、落選された2団体の提出書類並びに選定委員会議事録の一部が非公開とされている。

木津川市情報公開条例第5条(開示義務)では、「開示しなければならない」とされている。そして、同条第2項で、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるも

の」とし、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報として認めている。すなわち、情報公開条例の趣旨は原則公開であり、例外として非開示を認めているといえる。

そして、今処分に該当する非開示理由としては、「法人の情報であり」、かつ「公にすることで正当な利益を害するおそれがあるもの」とされている。

市では、入札参加業者などは、その団体名を公表されている事実があり、公表されたからといって、誤解や憶測が誘発されているものではない。かえって、今回のように落選団体名を不開示にすることにより、誤解や憶測が誘発されることにつながるものとする。

また、最高裁判決では、自治体の契約情報の大部分公開が確定している。契約者になれなかった他の参加業者の基礎情報、見積もり書の内訳の全て、業者のおこなった業務記録など、契約相手方と同等に位置づけての公開を命じている。よって、本処分に、異議を申し立てる。

(2) 過去の経緯と行政の継続性の問題

2006年2月10日付けで同様の案件に対して、情報公開異議申し立てを行った経緯がある。その当時の木津町長河井規子氏の決定の理由には、以下のとおりである。

「本件に係る不服申し立てを受け、改めて木津町情報公開条例に照らし内容を精査したところ、申請書類に記載されている事項について応募団体の有する営業上のノウハウを公開することにより当該団体が著しい不利益を与えるとまでは認められず、また、非開示により保護される情報と開示することによる公益性を比較考量すると、後者のもたらす公益性がより高いと判断したため。」

上記理由によって、木津町交流会館、指定管理者申請に係る応募団体2社の事業計画書、収支予算書等申請書類一式は、全面開示された。

合併により、市が誕生したといえ、行政の継続性はある。また、情報公開の趣旨が後退するような取り扱いに対して、異議を申し立てる。

5 処分庁の教示の有無及び内容

「この決定に不服のあるときは、行政不服審査法に基づき、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをすることができます。」との教示があった